

資 料 提 供
 令和3年8月15日
 担 当：広島県対策本部
 担当者：新型コロナウイルス
 感染症対策担当 渡部
 直 通：082-513-2844

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年8月13日(金)及び8月14日(土)に、新型コロナウイルス感染症の患者が36例確認されました。

新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内13744～13779例目です。

本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。なお、県全体の直近7日間の10万人当たり新規報告患者数は33.1です。

- 【 発 生 数 】 6市3町1県外で、10歳未満～70代 計36名
- 【 症状等の度合 】 中等症1(40代1人)、軽症32、症状なし3
- 【 入院等の状況 】 入院中2、宿泊療養中8、調整中26
- 【 他事例との関連 】 濃厚接触者16、接触あり5、調査中15
- 【 県外往来等※ 】 あり9

※ 発症(無症状は検体採取日)前14日以内の県外・海外との往来
 ・ 再陽性の患者はいません。

市町名／年代	10歳未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳以上	合計
廿日市市	1			2	1						4
東広島市		3	2	1	5	1					12
世羅町					1						1
府中町			1								1
海田町					1						1
安芸高田市				1							1
尾道市		1	1	1	2			1			6
三原市					3		1				4
三次市		1	1	1	1	1					5
県外			1								1
合計	1	5	6	6	14	2	1	1			36

※県外は東京都

【県民、事業者の皆様へ】

- 外出は、外出機会と時間を合わせて半分に削減してください。
- 徒歩・自転車通勤、時差出勤等を促すとともに、Web会議やテレワークの活用により、出勤者を7割削減してください。
- 同居する家族以外での会食は控えてください。ただし、同居する家族以外での会食等にあつて、物理的な対策等がとられている飲食店を利用する場合、居宅や屋外のキャンプ場等において飛沫感染防止や手指消毒、換気を徹底する場合を除きます。
- 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施されている地域との往来は、最大限、自粛してください。また、都道府県が不要不急の外出自粛を要請している地域又は直近7日間の10万人当たり新規陽性者数が10人以上となっている地域との往来は、必要性を十分に検討し、慎重に判断してください(事業者においては、出張時期の変更やWeb会議への切替えなど)。

県内での移動について、広島市、三原市、廿日市市、呉市、尾道市、福山市、府中市との往来は、最大限、自粛してください。

お 願 い

報道機関各位におかれましては、感染症法の精神に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。